

第 13 号

平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成25年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	164,000,000 ^円	22,960,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		水産物供給基盤機能保全事業	78,000,000	10,920,000	14	
		小 計	242,000,000	33,880,000	—	
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	61,900,000	8,666,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業	210,000,000	21,000,000	10	
		水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,200,000	12	
		小 計	220,000,000	22,200,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	98,100,000	13,734,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	9,713,000	1,942,600	20	
		小 計	107,813,000	15,676,600	—	

	海陽町	広域漁港整備事業	105,000,000	14,700,000	14
		水産物供給基盤機能保全事業	37,000,000	5,180,000	14
		小計	142,000,000	19,880,000	—
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14

提案理由

平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。